

## 令和4年度第1回全国健康保険協会徳島支部評議会議事録

○日時：令和4年7月13日（水）14時00分～16時15分

○場所：徳島グランヴィリオホテル 1階 グランヴィリオルーム

○出席評議員（五十音順 敬称略）

井内学	一般社団法人徳島新聞社論説委員
牛田聡史	日亜化学工業株式会社総合部門管理本部給与厚生センター長
小笠恭彦	徳島県商工会議所連合会専務理事
岡本富治	徳島県商工会連合会会長
孝志茜	さくら税理士法人公認会計士
平井松午	徳島大学名誉教授
布川徹	徳島県中小企業団体中央会会長
三笠幸子	三笠電機株式会社総務部長
水ノ上智邦	徳島文理大学総合政策学部教授

○議事次第

- 1.令和3年度全国健康保険協会の決算見込み（医療分）について
- 2.インセンティブ制度の見直しについて（報告）
- 3.令和3年度支部事業計画の実施結果報告について
- 4.その他（支部移転について）

○議事内容要旨

- 1.令和3年度全国健康保険協会の決算見込み（医療分）について  
事務局より令和3年度全国健康保険協会の決算見込み（医療分）について説明し、ご意見をいただいた。
2. インセンティブ制度の見直しについて（報告）  
事務局よりインセンティブ制度の見直しについて説明し、ご意見をいただいた。
3. 令和3年度支部事業計画の実施結果報告について  
事務局より令和3年度徳島支部事業計画の実施結果について報告し、ご意見をいただいた。
- 4.その他（支部移転について）  
事務局より支部移転について報告した。

（主な議論の概要）

## 1.令和3年度全国健康保険協会の決算見込み（医療分）について

### 【主な意見】

#### 《被保険者代表》

令和3年度徳島支部の収支実績について説明があったが、今後保険料率を議論していくうえで重要になると思うので、令和3年度徳島支部収支見込み（計画）に対し、実績がどうだったのか教えていただきたい。

#### 《事務局》

令和3年度支部収支について、料率設定時の見込みと決算見込みとの比較では、収入計は564百万円のマイナス、準備金を除く支出計は824百万円のマイナスとなった。支出計が収入のマイナス額を上回ったため、収支差は見込みを260百万円上回った。その結果、令和3年度の支部収支差は、全国平均を212百万円（地域差分）上回る事となった。

#### 《被保険者代表》

収益認識に関する会計基準を適用しているとのことだが、消費税との会計処理が税込みとなっている。収益認識の会計基準を適用すると税抜きになると思うがなぜか。

#### 《事務局》

当事業年度から「収益認識に関する会計基準」を適用したところであるが、保険料等交付金、国庫補助金、返納金収入等をはじめとする協会の収入は、すべて「収益認識に関する会計基準」の適用対象外となる。そのため、「収益認識に関する会計基準」を適用しても、結果として従来と取り扱いが変わる部分はないことから、消費税等の会計処理において税込方式の処理を継続することも含め文末で財務諸表に与える影響はないと記載させていただいた。

#### 《被保険者代表》

令和3年度加入者数が増えているのに対し、扶養率が減っている。扶養率が減っている要因について分析はしているのか。

#### 《事務局》

一般論だが、女性の社会進出や単身世帯が多くなっていることが1つの要因。また、日本年金機構の適用拡大（パート等の適用拡大）があり被保険者の増加が要因と考えている。

#### 《被保険者代表》

扶養家族の資格を満たさないものを厳しく外したといったことではなく、社会的要因とい

うことか。

《事務局》

協会の事業として被扶養者の適用は厳格に運用しているが、それ以上に社会の動きが大きいと判断している。

《学識経験者》

令和 3 年度一人当たり医療給付費の伸び率は協会発足以降最も高い伸び率であったとのことであるが、医療給付費の総額についてはどうであったのか。また、令和 2 年度の医療給付費が減少した反動で増加したとのことであるが、過去最高額まで医療給付費が増加した原因は何か。

《事務局》

医療給付費について、昨年度は別として 2008 年度から毎年増加傾向にある。令和 3 年度は、総額および一人当たりの医療給付費が過去最高となっている。

インフルエンザ等の呼吸器系の疾患は 2020 年度に大きくマイナスした反動と、新型コロナウイルスへの医療費支出が大きく増額したためである。また、新型コロナウイルス罹患の患者を受け入れた医療機関に対し診療報酬は加算されており、これも一因となっていると考えられる。

《学識経験者》

令和 4 年度は 3 年度ほど医療費が伸びることはないのか。

《事務局》

令和 4 年度についても新型コロナウイルスの影響が全くないとは考えづらい。令和 3 年度ほど医療費は伸びないと予想しているが、今後の動向を見通すことは難しいと考えている。

## 2. インセンティブ制度の見直しについて

### 【主な意見】

《学識経験者》

インセンティブの基準変更により徳島支部の順位はどうなるのか。

《事務局》

試算では順位はさほど変わらないと考えているが、今後の取組として上位 1/3 に入るよう努める。

### 3.令和3年度支部事業計画の実施結果報告について

【主な意見】

《学識経験者》

特定保健指導に関して、被保険者に対し、どういった手法で情報を伝えるかを改めて考えていただきたい。自身で目標値を設定させる、周りはいったことをしているなど、行動経済学を使い文言を変える方法であればコストをかけず実行できる。

また、ジェネリック医薬品の使用率について、徳島支部加入者の既定の認識を変えることが必要。皆、ジェネリック医薬品を使っていると感じられるよう、周囲の使用率を示すことが大事ではないか。例えば薬局であれば、徳島県内の薬局の平均的な使用量を示すような取組を検討してほしい。

《事務局》

ご意見を参考に前向きに検討する。ジェネリック医薬品の使用率については、現在も情報提供ツールなどで平均を示しつつ説明をしているが、さらに加入者理解を深めるため担当者で協議する。

《事業主代表》

不正な柔道整復療養費請求を中止する観点で、プレッシャーをかけることが必要。単なる間違いによるケースも多々あると考えるので、審査をしっかりと行っていく必要がある。

《事務局》

療養費申請の内容により、疑わしい施術所の審査・患者の受療内容の確認・正しい受療の啓発・施術所への注意喚起を継続している。それでもなお改善が見られない場合は、呼び出し等により詳細を確認し、適正かどうかを判断している。

《事業主代表》

健康経営に関する取組内容に健康診断に関する項目があるが、加入者に対して健康診断の補助制度や金額等の情報がうまく伝わっていないと感じることがある。健康診断を受けた

い加入者は多くいる中、費用負担の問題や休暇を取りづらいなどの問題は深刻である。引き続き情報交換を行いたい。

《事務局》

健康診断には様々な種類があり加入者にとって分かりにくいのは事実。極力わかりやすい広報に努めたい。

《事業主代表》

ジェネリック医薬品の使用率について、徳島支部は最下位であると強調しているが、使用率は70%以上と予想より高い。70%を超えているにも関わらず最下位であることを知らせるべく、多くの人が使用しているといった広報もしてみてもどうか。

《事務局》

仮に徳島支部のジェネリック使用比率が全国並みになった場合、0.03%保険料率が下がるという試算もある。少しでも使用率を上げたいと考えているため、広報について前向きに検討したい。

《被保険者代表》

傷病手当金等の申請に不備がある場合、申請書が戻ってくるなど手間と時間がかかるが、早期支払いを目標とするのであれば、申請書の電子化が必要ではないか。特に任意継続の資格取得は電子申請が可能と考えられる。

《事務局》

電子申請は、以前はその仕組みがあつたが事業所がまとめて申請を行う機会が少なく、申請比率が低い。費用対効果の観点から取りやめた経緯がある。電子化ではないが、来年1月に申請書の見直しを控えており、極力記入項目を減らすよう改善する。その先に電子申請があるのでないかと考えている。

《事業主代表》

様々な協会のデータを全国レベルで一元管理し、得たデータに対して分析・検証を進め、効果的な事業展開をすることが必要と考える。全国レベルでの分析・事業展開を検討してほしい。

《事務局》

現在でも取り組んでいるが、より支部の実情に沿って、全国比較・支部間比較など様々な分析・検証ができるよう、本部と連携し展開していきたい。

《被保険者代表》

被扶養者資格再確認について、10月に確認を開始する流れがあるが、このスケジュールを固定してほしい。年末の税法上の扶養確認と合わせて保険の扶養者の確認も行っている事業所が多くある。

《事務局》

扶養再確認のスケジュールは、今後も大きく変わる予定はない。

《被保険者代表》

特定保健指導の実施について、WEBでの面談をより柔軟なスケジュールで対応してもらえれば、従業員の希望する時間にあてられるので検討していただきたい。

《事務局》

スケジュールの調整について、検討の上対応させていただく。

《事業主代表》

被扶養者の特定保健指導について勧奨するようにとのことであるが、対象者の情報を会社に知らせるのか。家族の特定保健指導に関する情報まで会社に知られたくないと思うが、考慮しているのか。

《事務局》

特定健診を受けた当日に特定保健指導の案内をされた場合は、指導を受けていただくよう勧奨をお願いしたいといったことであり、会社に特定の対象者を知らせるという意味ではございません。

4.その他（支部移転について）

意見なし。

以上